

滋賀県保育士資格等取得支援事業について

滋賀県では、学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者および保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭および保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備環境整備を行うため、標記事業を実施しています。取得する資格や取得の方法に応じて次の支援を行っていますので、この機会にぜひご活用ください。

支援の内容について



1 保育士資格等取得支援事業

指定保育士養成施設の受講料等および受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行います。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

① 対象者

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設等に勤務する職員

② 補助内容

○保育士養成施設の受講料等

受講に要した経費の 1/2 (上限 10~30 万円)

○代替保育従事者雇上費

1人1日あたり 8,040 円

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

① 対象者

認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する職員

② 補助内容

○保育士養成施設の受講料等

受講に要した経費の 1/2 (上限 10 万円)

○代替職員雇上費

1人1日あたり 8,040 円

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

① 対象者

幼稚園教諭免許状を有する方（資格取得後 1 年以上対象施設等に勤務することが必要）

② 補助内容

○保育士養成施設の受講料等

受講に要した経費の 1/2 (上限 10 万円)

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

① 対象者

保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園等に勤務する職員

② 補助内容

○保育士養成施設の受講料等

受講に要した経費の 1/2 (上限 10~30 万円)

(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

① 対象者

認定こども園等に勤務する保育士資格を有する職員

② 補助内容

○免許取得にかかる受講料等

免許取得に要した経費の 1/2 (上限 10 万円)

○代替職員雇上費

1人1日あたり 8,040 円

2 保育士試験による資格取得支援事業

保育士試験受験のための講座の受講料等の補助を行います。

① 対象者

保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園等に勤務する職員

② 補助内容

○保育士試験受験講座の受講料等 学習に要した経費の 1/2 (上限 15 万円)

対象経費

- ◆入学料
- ◆受講料（面接授業料、教科書代および教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））
- ◆上記経費の消費税
(対象にできない経費：必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材等)

補助金の交付までの流れ

(1) 保育士資格等取得支援事業

1 (2)	養成施設への入学・受講
2と順番が前後しても構いません。	

↓

2 (1)	保育士資格取得支援事業実施計画書の提出
受講開始日（養成施設に入学した日または養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日）の属する年度中に提出してください。	

↓

3	【県】対象の可否を通知
↓	

4	養成施設の卒業等
↓	

5	保育士登録・保育士証交付
↓	

6	対象施設等での勤務
保育士証の交付を受けた後、対象施設等で1年以上勤務してください。（1年以上継続して勤務されない場合は、交付を受けた補助金の返還が必要になる場合があります。）	

↓

7	保育士資格取得支援事業完了報告書の提出
対象施設等で勤務を開始した日の属する月の末日までに提出してください。	

+

8	補助金の交付申請および実績報告
7と同時に提出してください。	

↓

9	【県】補助金の交付決定および額の確定
↓	

10	補助金の交付請求
↓	

11	【県】補助金の交付
↓	

12	保育士資格等取得支援事業実施後の勤務実績報告書の提出
対象施設等で勤務を開始した日から1年を経過する日の属する月の末日までに提出してください。	

↓

留意事項

- ◆本事業により資格を取得した後は、対象施設等で1年以上勤務することが必要です。
- ◆保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象となりません。
- ◆その他詳細については、事業実施要綱および補助金交付要綱をご確認ください。

申請様式等

- ◆申請様式等は、滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/315162.html> (滋賀県保育士資格等取得支援事業について)

お問い合わせ・申請書類提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県子ども若者部子育て支援課 保育係

電話 077-528-3557 E-mail : jc00@pref.shiga.lg.jp

